

別紙

児童相談体制の強化に向けた緊急対策

平成30年9月14日

東京都福祉保健局

1 児童相談所の体制強化

- 年内に任期付職員採用制度を活用し、児童福祉司・児童心理司を緊急に確保
- 年内に児童福祉司や一時保護所職員の業務を補助する非常勤職員を増員

《職員定数》

(単位:人)

区分	27年度	増員状況			30年度末
		28年度	29年度	30年度	
児童福祉司	209	18	23	36 (23+13)	286
児童心理司	78	13	13	19 (13+6)	123
児童福祉司等の業務を補助する主な非常勤職員	121	25	11	40 (18+22)	197

※下線部は今回の対策による追加増員

平成31年度以降も、児童福祉司の増員等、さらなる体制強化を図っていく

2 LINE相談の実施

○ 現在実施している、匿名で気軽に相談できる電話相談等に加え、子供や保護者がより相談しやすい窓口として、LINEによる相談をトライアルで実施（平成30年6月29日にLINE株式会社と連携協定を締結済み）

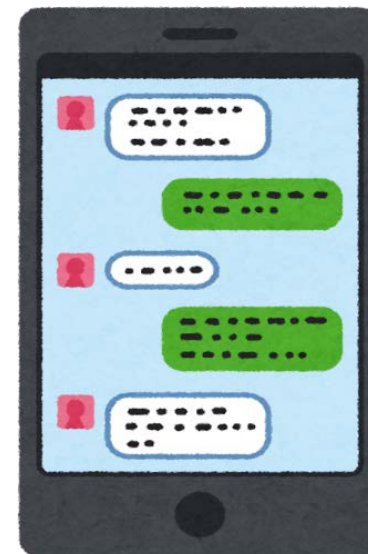
○ 実施概要

[実施期間] 平成30年11月1日(木)～11月14日(水)
※児童虐待防止推進月間(11月)にあわせて実施

[実施時間] 平日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時

[対 象] 都内在住の子供・保護者

[業 務] LINEでの相談に対応(民間事業者へ委託)



検証を行った上で、来年度からの本格実施を予定

3 警視庁との情報共有範囲の拡大

○ 警視庁との協定を見直し、情報共有の範囲を拡大

《児童相談所が警察に提供する虐待情報》

現行	見直し後
身体的虐待で一時保護した児童が家庭復帰した事案	1 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案 2 48時間以内に安全確認ができない事案 3 都以外からケース移管された事案・都以外へケース移管した事案

⇒ これにより、虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了したケースを除き、リスクが高いと考えられるケースは全て共有



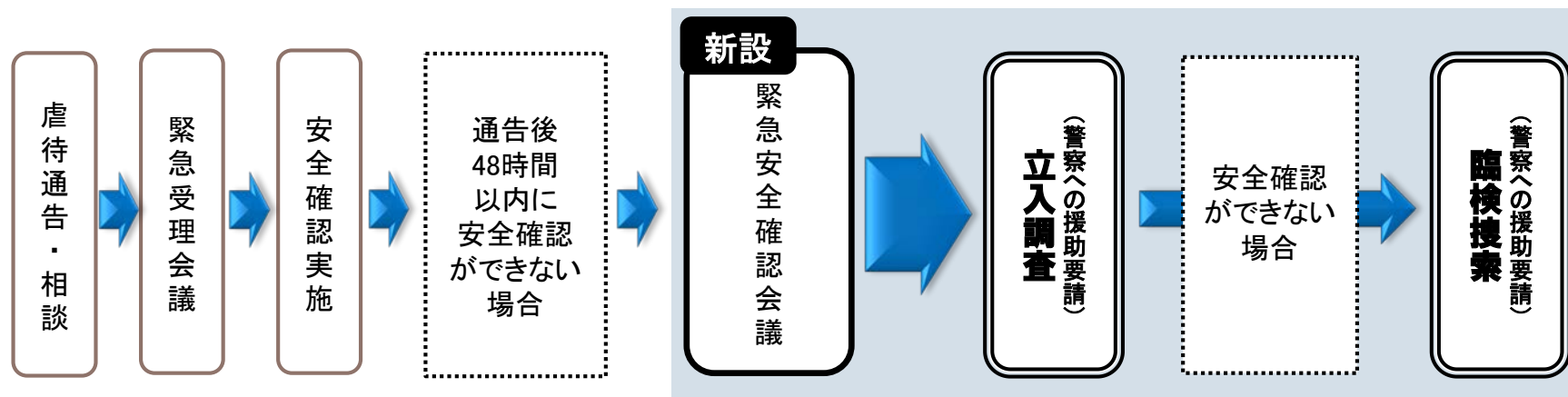
今後も必要に応じ、内容を見直していく

4 安全確認行動指針の策定

- 児童の安全確認をより適切に行えるよう、安全確認の手法や、立入調査等を行う判断基準を『安全確認行動指針』として明確化

【特 徴】 通告後48時間以内に安全確認ができない場合、緊急安全確認会議を開催その後、原則、立入調査等を実施

《安全確認の流れ(原則)》



5 全庁一丸となった虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待の未然防止・早期発見に係る取組

- 「虐待に気づくためのチェックリスト」を作成・配布し、都庁全職員及び関係機関等に虐待が疑われる場合の通告について周知(全局)

【周知先例】

保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、PTA、学童クラブ、病院、商店街、都営交通 等

- 都立病院の医療スタッフによる育児相談、医療機関のネットワークを活用した虐待を早期発見するためのノウハウの共有化(病院経営本部)

(2) 児童虐待防止の普及啓発

- 各種イベントや講習会等で児童虐待防止のチラシやリーフレットを配布(全局)
- 「東京動画」やTwitter、「大東京防犯ネットワーク」を活用した普及啓発(生活文化局、青少年・治安対策本部)
- 集合住宅等を管理する業界団体を通じた普及啓発(都市整備局)

(3) 児童相談所の調査への協力

- 都営住宅・公社住宅や都営交通が保有する情報の提供(都市整備局、交通局)